

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本県の歴史及び風土に培われた空手道・古武道の保存及び活用を促進するための施設並びに空手道・古武道に関する資料を収集し、保管し、及び展示して一般公衆の利用に供するための施設を提供することにより、空手道・古武道を普及し、将来にわたって継承し、及びそれらを介した国内外との交流の促進を図り、もって文化の振興に寄与するため、沖縄空手会館（以下「会館」という。）を設置する。

(位置及び施設)

第2条 会館の位置は、豊見城市字豊見城854番1とする。

2 会館は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 道場施設
- (2) 展示施設
- (3) その他施設

(会館の管理)

第3条 会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会館の設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2) 第10条の規定による利用の許可に関する業務、第11条の規定による撮影の許可に関する業務、第14条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第19条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用又は撮影の許可に関する業務
- (3) 第15条の規定による利用料金の収受に関する業務、第16条の規定による利用料金の減免に関する業務、第17条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (4) 第21条及び同条第3項において準用する第15条第3項から第5項までの規定による

観覧料の収受に関する業務、第21条第3項において準用する第16条の規定による観覧料の減免に関する業務、第21条第3項において準用する第17条ただし書の規定による観覧料の返還に関する業務その他の観覧料の収受に関する業務

(5) 会館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、会館の管理運営に関して、知事が必要と認める業務
(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に会館の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が、会館の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、会館の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

第7条 知事は、前条の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(休館日)

第8条 会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 水曜日

(2) 12月30日から翌年の1月3日までの日

2 前項第1号に規定する休館日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に

規定する休日又は沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日に当たるときは、その日の後日において最も近い休館日でない日をもって、これに替えるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

（開館時間）

第9条 会館の開館時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 展示施設 午前9時から午後6時まで
- (2) 展示施設以外の施設 午前9時から午後9時まで

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

（利用の許可）

第10条 別表第1に掲げる会館の施設又は附属設備（以下「有料施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、有料施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。
- 3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 有料施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、有料施設等の管理上支障があると認められるとき。

（撮影の許可）

第11条 会館の施設において、業として写真又は映画の撮影をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「撮影者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、

前条第2項並びに第3項第3号及び第4号中「有料施設等」とあるのは「会館の施設」と読み替えるものとする。

(利用期間)

第12条 有料施設等を引き続き利用することができる期間は、10日以内とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 利用者又は撮影者は、有料施設等又は会館の施設を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、利用者又は撮影者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項若しくは第11条第1項の許可を取り消し、又は有料施設等若しくは会館の施設の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第10条第3項各号又は第11条第2項において準用する第10条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(利用料金)

第15条 利用者又は撮影者は、有料施設等又は会館の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

- 2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。
- 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 知事は、前項の承認をしたときは、これを県公報で告示するものとする。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第17条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(入場の制限等)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、会館への入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
- (2) 会館の施設又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会館の施設又は附属設備の管理上支障がある行為をするおそれがある者

(原状回復の義務)

第19条 利用者又は撮影者は、有料施設等若しくは会館の施設の利用を終えたとき、又は第10条第1項若しくは第11条第1項の許可を取り消されたときは、速やかにこれらを原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、利用者又は撮影者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第20条 会館の施設を利用する者は、その利用に際し、会館の施設又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(観覧料)

第21条 展示施設に展示している資料等を観覧しようとする者は、観覧料を指定管理者に納めなければならない。

2 観覧料は、別表第3に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

3 第15条第3項から第5項まで、第16条及び第17条の規定は、観覧料について準用する。

(事業報告書の提出)

第22条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告

書を作成し、知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

別表第1 (第15条関係)

1 施設利用料金

(1) 道場施設

| 区分 | | | | | 基準額 | | | |
|----|--------|-------------------|-------------|--|---------|---------|---------|-----------------|
| | | | | | 9時～13時 | 13時～17時 | 9時～17時 | 時間外 (1時間につき) |
| 道場 | 専用利用 | 空手道・古武道の催物に利用する場合 | 入場料を徴収しない場合 | 児童・生徒 | 7,440円 | 7,440円 | 14,880円 | 2,040円 |
| | | | | 一般・学生 | 9,080円 | 9,080円 | 18,160円 | 2,490円 |
| | | | | 高齢者 | 7,440円 | 7,440円 | 14,880円 | 2,040円 |
| | | | 入場料を徴収する場合 | 入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額 | | | | |
| | その他の催物 | 入場料を徴収しない場合 | 営利を目的としない場合 | 12,350円 | 12,350円 | 24,700円 | 3,390円 | |

| | | | | | | | |
|------|---|------------|--|----------|----------|---------|--|
| | に利用する場合 | 営利を目的とする場合 | 51,150円 | 51,150円 | 102,300円 | 14,060円 | |
| | | 入場料を徴収する場合 | 入場料を徴収しない場合の営利を目的としない場合又は営利を目的とする場合の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額 | | | | |
| | 備考 利用面積が2分の1以下の場合の基準額は、当該基準額の2分の1の額とする。 | | | | | | |
| 共用利用 | 児童・生徒 | 1人1回につき | 90円 | 回数券(11枚) | 900円 | | |
| | 一般・学生 | 1人1回につき | 160円 | 回数券(11枚) | 1,600円 | | |
| | 高齢者 | 1人1回につき | 90円 | 回数券(11枚) | 900円 | | |
| 鍛錬室 | 専用利用 | 1時間につき | | | | 410円 | |
| | 共用利用 | 児童・生徒 | 1人1回につき | 90円 | 回数券(11枚) | 900円 | |
| | | 一般・学生 | 1人1回につき | 160円 | 回数券(11枚) | 1,600円 | |
| | | 高齢者 | 1人1回につき | 90円 | 回数券(11枚) | 900円 | |
| 研修室 | 専用利用 | 1室1時間につき | | | | 430円 | |
| | 共用利用 | 児童・生徒 | 1人1回につき | 90円 | 回数券(11枚) | 900円 | |
| | | 一般・学生 | 1人1回につき | 160円 | 回数券(11枚) | 1,600円 | |
| | | 高齢者 | 1人1回につき | 90円 | 回数券(11枚) | 900円 | |
| 控室 | 1室1時間につき | | | | 90円 | | |
| 会議室 | 1時間につき | | | | 180円 | | |

| | | |
|-------------------|-------|------|
| シャワー ールー ーム | 1回につき | 100円 |
|-------------------|-------|------|

(2) その他施設

| 区分 | | 基準額 | | | | |
|----------|--------|-------------------|---------|--------|-----------------|---------|
| | | 9時～13時 | 13時～17時 | 9時～17時 | 時間外 (1時間につき) | |
| 専用 利用 | 屋外鍛錬場 | 1,690円 | 1,690円 | 3,380円 | 470円 | |
| | 特別道場前庭 | 810円 | 810円 | 1,620円 | 230円 | |
| | 特別道場 | 空手道・古武道の催物に利用する場合 | 1日につき | | | 32,400円 |
| | | その他の催物に利用する場合 | 1日につき | | | 48,600円 |

2 附属設備利用料金

| 種別 | 単位 | 基準額 |
|---------------|-------------|------------------|
| 舞台器具 | 1回1点又は一式につき | 1,000円以内で規則で定める額 |
| 音響器具 | 1回1点又は一式につき | 2,000円以内で規則で定める額 |
| 照明器具 | 1回1点又は一式につき | 2,000円以内で規則で定める額 |
| 冷房設備 | 1時間につき | 4,000円以内で規則で定める額 |
| その他規則で定める附属設備 | 1回1点又は一式につき | 2,000円以内で規則で定める額 |

備考

- 1 「時間外」とは、9時前又は17時後に施設を利用する場合をいう。
- 2 時間外の利用料金は、1時間を単位とし、利用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 3 「児童・生徒」とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「高齢者」とは、65歳以上の者をいい、「一般・学生」とは、それら以外の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 4 小学校就学の始期に達するまでの者からは利用料金を徴収しない。

別表第2（第15条関係）

| 区分 | 基準額（1日につき） |
|---------------|------------|
| 業として写真を撮影する場合 | 430円 |
| 業として映画を撮影する場合 | 9,740円 |

別表第3（第21条関係）

| 区分 | 基準額（1人につき） | |
|----------|------------|-------|
| | 個人の場合 | 団体の場合 |
| 小学生及び中学生 | 100円 | 80円 |
| 高校生及び大学生 | 210円 | 170円 |
| 一般 | 310円 | 250円 |

備考

- 1 「小学生及び中学生」とは、小学校の児童及び中学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 2 「高校生及び大学生」とは、高等学校の生徒及び大学の学生その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「一般」とは、「小学生及び中学生」及び「高校生及び大学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。

- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合をいう。
- 5 小学校就学の始期に達するまでの者からは観覧料を徴収しない。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

本県の歴史及び風土に培われた空手道・古武道の保存及び活用を促進するための施設並びに空手道・古武道に関する資料を収集し、保管し、及び展示するための施設を提供することにより、空手道・古武道を普及し、将来にわたって継承し、及びそれらを介した交流の促進を図り、もって文化の振興に寄与するため、沖縄空手会館を設置する。

これが、この条例案を提出する理由である。